字備前平　四一五番二地先河川敷　十二号
四一五番一地先河川敷　十三号
四一五番一　十四号及び十五号
四一四番　十六号及び十七号
四〇七番一　十八号から二十号まで
四〇七番二　二十一号から二十三号まで
四〇六番三　二十四号から二十六号まで
四〇六番四　二十七号
四〇七番四　二十八号から三十号まで
四〇七番三　三十一号から三十三号まで
四一三番二　三十四号及び三十五号
四一八番四地先道路敷　三十六号及び三十七号
四一八番三地先道路敷　三十八号及び三十九号
四一七番一地先道路敷　四十号及び四十一号
四一六番地先道路敷　四十二号から四十五号まで
字向山　七一八番四地先河川敷　六十号及び六十四号及び六十五号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字遠川原　八五八番地先河川敷　六十六号及び六十七号
八五八番　六十八号、六十九号及び七十一号から七十四号まで
八五九番　七十号
八七二番　七十五号
八六四番　七十六号
八七八番　七十七号
八七七番　七十八号
八八六番　七十九号から八十一号まで
八八九番　八十二号及び八十三号
八八七番　八十四号
八八四番　八十五号
八八三番　八十六号
八九六番　八十七号から八十九号まで
八九七番　九十号

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

事務局運営規則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、定款第59条第5項の規定に基づき、日本貸金業協会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営について必要な事項を定め、事務局における事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条　本会の事務は定款その他の規則で特に定められたもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章　組織

（部課等の設置）

第3条　本会の事務局に次の各部、センター及び室を置く。

一　総務部
二　業務企画部
三　会員業務部
四　規律審査部
五　監査部
六　貸金業相談・紛争解決センター
七　資格試験センター
八　内部監査室

2　総務部に次の各課を置く。

一　総務課
二　人事課
三　経理課
四　企画課

3　業務企画部に次の各課を置く。

一　会員加入促進登録課
二　広報課
三　調査課
四　消費者啓発課
五　貸金戦略課
六　事業金融課

4　会員業務部に次の各課を置く。

一　自主規制企画課
二　コンプライアンス課
三　業務研修課
四　広告審査課
五　特定情報管理課

5　規律審査部に次の各課を置く。

一　調査課
二　審査課

6　監査部に次の各課を置く。

一　監査1課
二　監査2課
三　監査3課
四　監査4課

7　貸金業相談・紛争解決センターに次の各課を置く。

一　苦情受付課
二　紛争解決課
三　相談受付課

8　資格試験センターに次の各課を置く。

一　試験事務課
二　登録事務課